

＜R6年度＞病院勤務医・医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する体制

【体制】

- ・勤務時間の具体的な把握 : タイムカード管理、さらに病院日誌への記録
- ・勤務時間以外についての勤務状況の把握 : 年次有給休暇・育休・介休の取得率
- ・多職種からなる役割分担推進のための委員会 : 年1回開催(管理者参加)
参加職種: 医師、薬剤師、看護師、検査技師、放射線技師、理学療法士、管理栄養士、社会福祉士、事務

【計画】

取組事項	計画
クリニカルパスの導入	クリニカルパスでの運用を行う疾患・治療を増やす。 クリニカルパス委員会で、新たに運用するパスの検討をする。既に運用開始したパスについても、運用が統一されていないなどの問題があれば見直し、改善をする。
タスクシフト	・現状、医師とそれ以外の職種が役割分担している業務は継続する 入院・検査の説明 → 看護師・検査技師 静脈注射 → 看護師 服薬指導 → 薬剤師
	・医師事務作業補助者の増員と業務内容の検討 届出は現在6名だが、今後も増員および退職に伴う減員防止のために、研修参加者を計画的に増やす。補助者ができる業務を検討し、医師の業務をタスクシフトし、医師の負担を減らす。
	・エコー検査業務の役割分担 医師が行っているエコー検査を、臨床検査技師と業務分担をする。 検査技師の技術・経験の向上に努め、R5年度より多くの検査を 検査技師が行えるようにする。
勤務計画上、連続当直を行わない	医師・放射線技師・検査技師・事務 において勤務計画作成時に連続当直は行わないシフトを組む。
出産・育児中の看護職員に対する配慮	復職後の働き方の選択肢(日勤、時短勤務など)を提示して、希望者が利用できるようにする。男性の育児休暇の取得向上のため、配偶者が妊娠した時点で病院に申し出るフローを作成し、対象者に制度を説明する。
看護職員の勤務時間に対する配慮	・夜勤時の休憩は2時間確保する ・夜勤の連続勤務は、月2回までとする ・勤務間隔は11時間以上確保する ・夜勤明けの翌日は、基本休みのシフトを組むようにする
看護補助者の適切な配置	夜勤可能な看護補助者を増やすために、派遣職員の一部を正職員とする。看護補助者に対して、定期的な研修を開催し、業務・マナー・コンプライアンス遵守(個人情報保護等)のスキルアップに努める。